

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 事前確認依頼・認定支援機関チェックシート

令和 年 月 日

以下を確認後、もれなく記入し、米沢商工会議所へ提出・確認を受けてください。

1. 事業所情報

事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> その他（主たる収入が雑収入・給与所得）		
事業所名 (法人は商号を記載・省略不可)	[法人番号：]	申請希望者名 (役職・代表者名)	
電話番号		代表者生年月日(和暦)	
FAX 番号		担当者名	連絡先(携帯等)

※各確認欄の該当に○を付ける、すべてに○がつく場合のみ申請可能

確認欄	内 容
	当事業所は米沢商工会議所の会員である ※不明な場合は米沢商工会議所に確認ください
	事前にインターネットで仮登録し、申請 ID を取得している
	申請番号（ID）（ ）／登録電話番号（ ）
	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、令和3年1月～3月の売上が減少しており、前年または前々年の同月比で売上が50%以上減少している、かつ、以下のような理由で減少しているものではない
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に季節性があるケースなど、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整などによる対象月の売上減少
	<ul style="list-style-type: none"> ・法人成または事業承継の直後など（緊急事態宣言とは関係なく）単に営業日が少ないとによる場合等
	「公共法人」「風俗法上の性風俗関連として届出義務のあるもの」「政治団体」「宗教法人」ではない
	反社会的勢力との関係はない
	今後、事業を継続する意思がある（廃業または破産等を予定していない）
	一時支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書・帳簿書類」及び「緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響の証拠書類」には7年間保存する義務および中小企業庁または一時支援金事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識している
	一時支援金の不正受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を順守しなかった場合、一時支援金事務局の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、受給額に延滞金および2割の加算金を加えて返還する義務を負う事や、氏名等の公表および刑事告発される場合があることを認識している また、宣誓・同意書の内容を理解した
	経済産業省「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の詳細について」をホームページまたは書面にて読み、制度ならびに支給対象および要件に関する内容を認識している
	一時支援金の審査は、「一時支援金事務局の判断により行われ、米沢商工会議所による確認事務は一時支援金の支給を確約するものではない」と認識している
	上記確認事項について全て確認し、一時支援金申請のため確認事務を依頼し、下記に署名する

署名記入日 年 月 日

申請者名称:

代表者署名(法人は代表者印可):